

動物用医薬品・飼料添加物の暫定基準見直し（案）

今般の残留基準の検討については、食品中の動物用医薬品のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

I アンピシリン

1. 概要

(1) 品目名：アンピシリン[Ampicillin]

(2) 分類：動物用医薬品

(3) 用途：抗生物質

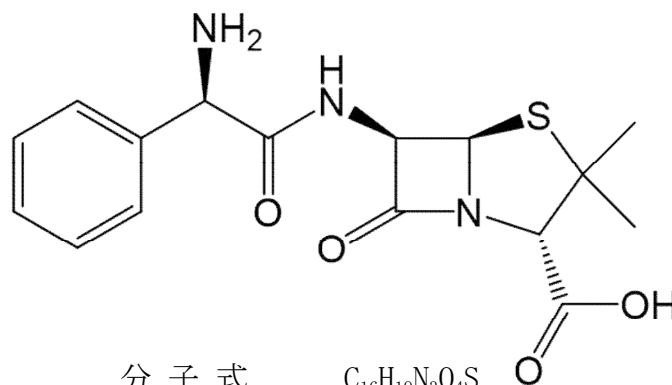
ペニシリン系の抗生物質である。国内では、動物用医薬品として牛及び豚の肺炎、細菌性下痢症等の治療や鶏の大腸菌症等の治療に用いられている。海外でも、牛、豚等に用いられている。

(4) 化学名及びCAS番号

(2*R*, 5*S*, 6*S*)-6-[[(2*S*)-2-Amino-2-phenylacetyl]amino]-3,3-dimethyl-7-oxo-4-thia-1-azabicyclo[3.2.0]heptane-2-carboxylic acid (IUPAC)

4-Thia-1-azabicyclo[3.2.0]heptane-2-carboxylic acid, 6-[[(1*E*, 2*R*)-2-amino-1-hydroxy-2-phenylethylidene]amino]-3,3-dimethyl-7-oxo-, (2*S*, 5*R*, 6*R*)-
(CAS : No. 69-53-4)

(5) 構造式



分子式
分子量

$C_{16}H_{19}N_3O_4S$
349.41

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたアンピシリンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

アンピシリンのADIはJECFAにより0.003 mg/kg 体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.00071 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該JECFAのADIの値を超えないことから、アンピシリンは、評価の考え方^{注)}の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

注)「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」
（令和2年5月18日内閣府食品安全委員会動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日内閣府食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会決定）

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価が行われ、2017年にADIが設定されている。国際基準は魚類に設定されている。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいて牛及び豚に、EUにおいて全ての家畜に、豪州において牛及び馬に、ニュージーランドにおいて牛に基準値が設定されている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

アンピシリンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

アンピシリンとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。JECFAによるADI (0.003 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙1参照。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	8.6
幼小児 (1~6歳)	23.7
妊婦	8.3
高齢者 (65歳以上)	8.0

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

II バシトラシン

1. 概要

(1) 品目名：バシトラシン [Bacitracin]

(2) 分類：動物用医薬品及び飼料添加物

(3) 用途：抗生物質

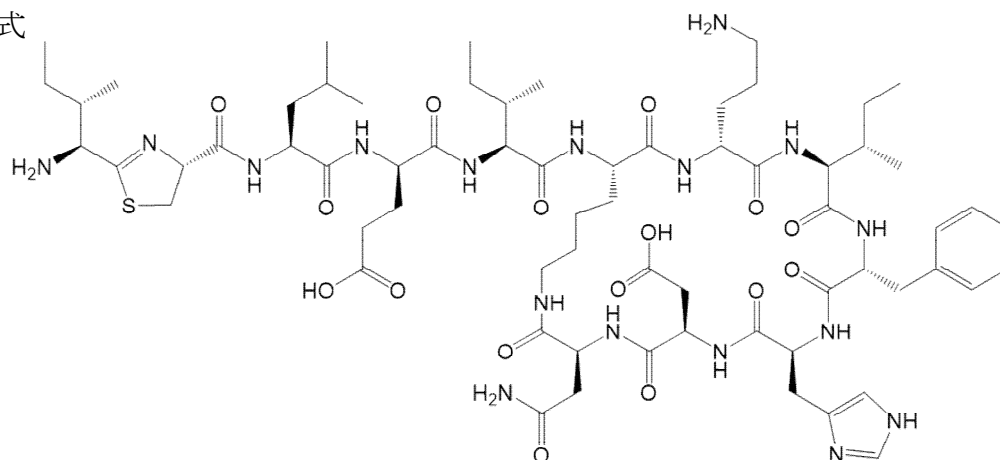
ポリペプチド系の抗生物質である。国内では、動物用医薬品としての承認はないが、飼料添加物として飼料中の栄養成分の有効な利用の促進のため、牛、豚及び鶏用の飼料に用いられている。海外では、動物用医薬品として豚の潰瘍性大腸炎の治療、鶏の壊死性腸炎の予防等に用いられている。

(4) 化学名及びCAS番号

N-({(4*R*)-2-[(1*S*, 2*S*)-1-Amino-2-methylbutyl]-4, 5-dihydro-1, 3-thiazol-4-yl} carbonyl)-L-leucyl-D- α -glutamyl-*N*-[(3*S*, 6*R*, 9*S*, 12*R*, 15*S*, 18*R*, 21*S*)-3-(2-amino-2-oxoethyl)-18-(3-aminopropyl)-12-benzyl-15-[(2*S*)-2-butanyl]-6-(carboxymethyl)-9-(1*H*-imidazol-4-ylmethyl)-2, 5, 8, 11, 14, 17, 20-heptaoxo-1, 4, 7, 10, 13, 16, 19-heptaazacyclopentacosan-21-yl]-L-isoleucinamid (IUPAC)

L-Isoleucinamide, *N*-[[(4*R*)-2-[(1*S*, 2*S*)-1-amino-2-methylbutyl]-4, 5-dihydro-4-thiazolyl] carbonyl]-L-leucyl-D- α -glutamyl-*N*-[(3*S*, 6*R*, 9*S*, 12*R*, 15*S*, 18*R*, 21*S*)-3-(2-amino-2-oxoethyl)-18-(3-aminopropyl)-6-(carboxymethyl)-9-(1*H*-imidazol-4-ylmethyl)-15-[(1*S*)-1-methylpropyl]-2, 5, 8, 11, 14, 17, 20-heptaoxo-12-(phenylmethyl)-1, 4, 7, 10, 13, 16, 19-heptaazacyclopentacos-21-yl]- (CAS : No. 1405-87-4)

(5) 構造式



分子式 $C_{66}H_{103}N_{17}O_{16}S$
分子量 1422.70

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたバシトラシンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

バシトラシンのADIはAPVMAにより0.1 mg/kg 体重/日、EMEAにより0.0039 mg/kg 体重/日、FDAにより0.05 mg/kg体重/日と設定されている。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.0029 mg/kg 体重/日とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該APVMA、EMEA及びFDAのADIの値を超えないことから、バシトラシンは、評価の考え方の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価が行われ、1968年にADIは設定の必要なしと評価されている。国際基準は設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において牛、豚、鶏等に、カナダにおいて豚及び鶏等に、EUにおいて牛等に、豪州において鶏等に基準値が設定されている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

バシトラシンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

バシトラシンとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。最も値の低いEMEAによるADI (0.0039 mg/kg 体重/day) を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙2参照。

	EDI/ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	24.0
幼小児 (1~6歳)	77.2
妊婦	28.1
高齢者 (65歳以上)	18.9

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算値：残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

Ⅲ フェノキシメチルペニシリン

1. 概要

(1) 品目名：フェノキシメチルペニシリン [Phenoxyethylpenicillin]

(2) 分類：動物用医薬品

(3) 用途：抗生物質

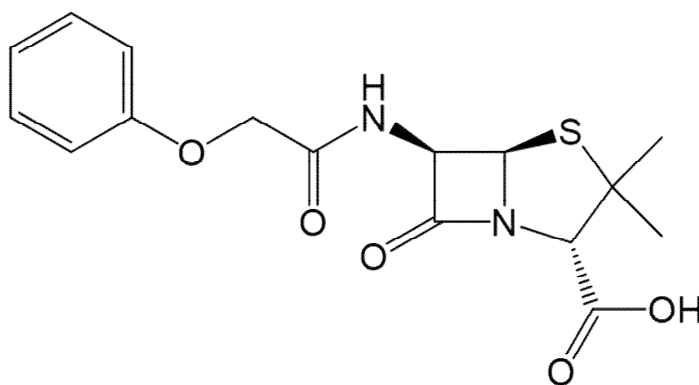
ペニシリン系の抗生物質である。国内では、動物用医薬品としての承認や飼料添加物としての指定はされていない。海外では、動物用医薬品として牛の乳腺炎、豚の敗血症等の治療に用いられている。

(4) 化学名及びCAS番号

(2*S*, 5*R*, 6*R*)-3, 3-Dimethyl-7-oxo-6-[(phenoxyacetyl) amino]-4-thia-1-azabicyclo[3. 2. 0]heptane-2-carboxylic acid (IUPAC)

4-Thia-1-azabicyclo[3. 2. 0]heptane-2-carboxylic acid, 3, 3-dimethyl-7-oxo-6-[(2-phenoxyacetyl) amino]-, (2*S*, 5*R*, 6*R*)- (CAS : No. 87-08-1)

(5) 構造式



分子式	$C_{16}H_{18}N_2O_5S$
分子量	350.39

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたフェノキシメチルペニシリンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

EMEAはフェノキシメチルペニシリンの1人当たり及び1日当たりの最大許容摂取量（the maximum permitted daily intake）を30 μg /人/日と設定している。また、現行のリスク管理における1人当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された国民平均及び妊婦で1.3 μg /人/日とされている。

したがって、本成分の1人当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該EMEAの1人当たり及び1日当たりの最大許容摂取量を超えないことから、フェノキシメチルペニシリンは、評価の考え方の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて豚及び家きんに基準値が設定されている。

4. 基準値案

(1) 残留の規制対象

フェノキシメチルペニシリンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 暴露評価対象

フェノキシメチルペニシリンとする。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する動物用医薬品等の量の最大許容摂取量に対する比は、以下のとおりである。EMEAによる最大許容摂取量（30 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ ）を用いて算出した。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI／最大許容摂取量(%) ^{注)}
国民全体（1歳以上）	4.3
幼小児（1～6歳）	3.4
妊婦	4.3
高齢者（65歳以上）	3.1

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。国民全体、幼小児等の各グループの平均体重の違いにかかわらず、固定値である最大許容摂取量（30 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ ）に占める一人当たりの摂取量を計算した。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

アンピシリンの推定摂取量(単位:ug/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.03	0.5	0.3	0.6	0.3
牛の脂肪*	0.03				
牛の肝臓	0.04	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の腎臓	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.04	0.0	0.0	0.1	0.0
豚の筋肉*	0.06	2.5	2.0	2.6	1.8
豚の脂肪*	0.06				
豚の肝臓	0.06	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.009	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の筋肉*	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の脂肪*	0.05				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の肝臓*	0.04				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の腎臓*	0.04				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の食用部分*	0.03				
乳	0.02				
鶏の筋肉*	0.02	0.4	0.3	0.4	0.3
鶏の脂肪*	0.02				
鶏の肝臓	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の腎臓	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.02	0.0	0.0	0.1	0.0
その他の家きんの筋肉*	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家きんの脂肪*	0.05				
その他の家きんの肝臓*	0.05				
その他の家きんの腎臓*	0.05				
その他の家きんの食用部分*	0.05				
鶏の卵	0.01	0.4	0.3	0.5	0.4
はちみつ	0.009	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類(さけ目魚類に 限る。)	0.05	0.5	0.3	0.2	0.6
魚介類(うなぎ目魚類に 限る。)	0.05	0.1	0.0	0.1	0.1
魚介類(すずき目魚類に 限る。)	0.06	2.0	0.9	1.2	2.5
魚介類(その他の魚類に 限る。)	0.05	1.4	0.6	0.8	1.9
魚介類(貝類に限る。)	0.05	0.2	0.1	0.1	0.3
魚介類(甲殻類に限る。)	0.05	0.3	0.2	0.3	0.3
その他の魚介類	0.05	0.4	0.1	0.2	0.5
計		14.2	11.7	14.5	13.4
ADI 比 (%)		8.6	23.7	8.3	8.0

TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値案を用いた。

バシトラシンの推定摂取量(単位:ug/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
牛の筋肉	0.5	0.25 ^{※1}	3.8	2.4	5.2	2.5
牛の脂肪	0.5	0.25 ^{※1}				
牛の肝臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.4	0.0
牛の腎臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.5	0.25 ^{※1}	0.1	0.0	0.9	0.1
豚の筋肉*	0.5	0.25 ^{※1}	10.5	8.4	10.8	7.7
豚の脂肪*	0.5	0.25 ^{※1}				
豚の肝臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.1	0.0	0.0
豚の腎臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.5	0.25 ^{※1}	0.2	0.1	0.0	0.1
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の筋肉*	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の脂肪*	0.2	0.2				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の肝臓*	0.2	0.2				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の腎臓*	0.2	0.2				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の食用部分*	0.2	0.2				
乳	0.4	0.08 ^{※2}				
鶏の筋肉*	0.5	0.25 ^{※1}	4.7	3.4	5.0	3.5
鶏の脂肪*	0.5	0.25 ^{※1}				
鶏の肝臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.2	0.1	0.0	0.2
鶏の腎臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.5	0.25 ^{※1}	0.5	0.3	0.7	0.4
その他の家きんの筋肉*	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家きんの脂肪*	0.5	0.25 ^{※1}				
その他の家きんの肝臓*	0.5	0.25 ^{※1}				
その他の家きんの腎臓*	0.5	0.25 ^{※1}				
その他の家きんの食用部分*	0.5	0.25 ^{※1}				
鶏の卵	0.5	0.25 ^{※1}	10.3	8.2	12.0	9.4
その他の家きんの卵	0.5	0.25 ^{※1}	0.1	0.1	0.1	0.1
計			51.6	49.7	64.2	41.3
ADI 比 (%)			24.0	77.2	28.1	18.9

EDI:推定1日摂取量 (Estimate Daily Intake)

EDI試算式:暴露評価に用いた値×各食品の平均摂取量

※1 定量限界値を基にした基準値案であることから、定量限界値の1/2の値を用いた。

※2 定量限界値を基にした基準値案であること、日本国内では乳中への残留が想定されない使用方法であることから、定量限界値の1/2に乳の輸入割合4割を掛けた値を用いた。

*各部位のうち、最も高い基準値案を用いた。

フェノキシメチルペニシリンの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
豚の筋肉*	0.03	1.3	1.0	1.3	0.9
豚の脂肪*	0.03				
豚の肝臓	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
計		1.3	1.0	1.3	0.9
最大許容摂取量比 (%)		4.3	3.4	4.3	3.1

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値案を用いた。

(参考)

これまでの経緯

平成17年	9月13日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（アンピシリン）
平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成18年	7月18日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（アンピシリン）
平成19年	5月22日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（フェノキシメチルペニシリン）
平成24年	7月18日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（バシトラシン）
令和3年	6月22日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（バシトラシン）
令和3年	8月31日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（アンピシリン、フェノキシメチルペニシリン）
令和3年	9月8日	薬事・食品衛生審議会へ諮問（バシトラシン）
令和4年	1月24日	薬事・食品衛生審議会へ諮問（アンピシリン、フェノキシメチルペニシリン）
令和4年	3月10日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 穂山 浩 学校法人星薬科大学薬学部薬品分析化学研究室教授
石井 里枝 埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上 浩一 学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山 和俊 一般財団法人残留農薬研究所化学部長
折戸 謙介 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授
加藤 くみ子 学校法人北里研究所北里大学薬学部生体分子解析学教室教授
魏 民 公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科
環境リスク評価学准教授
佐藤 洋 国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科比較薬理毒性学研究室教授
佐野 元彦 国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
須恵 雅之 学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科
生物有機化学研究室准教授
瀧本 秀美 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
中島 美紀 国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所
薬物代謝安全性学研究室教授
永山 敏廣 学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
野田 隆志 一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問
二村 睦子 日本生活協同組合連合会常務理事

(○：部会長)

答申（案）

アンピシリン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.04
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.04
豚の肝臓	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.04
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.009
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04
牛の食用部分 ^{注2)}	0.04
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.01
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.05
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.05
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.06
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	0.05
魚介類（貝類に限る。）	0.05
魚介類（甲殻類に限る。）	0.05
その他の魚介類 ^{注5)}	0.05
はちみつ	0.009

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5)「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

答申（案）

バシトラシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注2)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.4
鶏の筋肉	0.5
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.5
鶏の脂肪	0.5
その他の家きんの脂肪	0.5
鶏の肝臓	0.5
その他の家きんの肝臓	0.5
鶏の腎臓	0.5
その他の家きんの腎臓	0.5
鶏の食用部分	0.5
その他の家きんの食用部分	0.5
鶏の卵	0.5
その他の家きんの卵	0.5

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

フェノキシメチルペニシリン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.03
豚の脂肪	0.03
豚の肝臓	0.03
豚の腎臓	0.03
豚の食用部分 ^{注1)}	0.03

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。